

広島県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年一月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定年月日
株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目九番地	ニチイケアセン ター呉訪問介護 事業所	呉市三条四丁目一番 一二号永野ビル二階	平成二二年 九月二日
有限会社クック ウエル	三原市港町一丁目四 番二二号	サンサンデイサ ービスみやうら	三原市宮浦四丁目一 〇番一〇号	平成二二年 一月一日
社会福祉法人原 田ヒカリ会	尾道市原田町梶山田 三六〇九番地	いきいき小規模 ホームひかり苑	尾道市原田町梶山田 四〇八一番地一	平成二二年 一月一日
有限会社岡田タ ンス店	三次市三良坂町三良 坂九五八番地四	有限会社岡田タ ンス店福祉部	三次市三良坂町三良 坂九五八番地四	平成二二年 一月一日
医療法人優	三次市十日市中二丁 目四番一〇号	あすなる短期入 所生活介護事業 所	三次市十日市中二丁 目四番一〇号	平成二二年 一月一日
社会福祉法人み どり会	安芸郡府中町浜田一 丁目六番七号	居宅介護支援事 業所府中みどり 園	安芸郡府中町浜田二 丁目三番三〇号	平成二二年 一月一日